

扶桑町議会議案第 5 5 号

扶桑町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

扶桑町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

扶桑町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年扶桑町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

扶桑町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法</u> <u>第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用</u> <u>する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の</u> <u>規定に基づき、児童対象性暴力等</u> <u>(学校設置者等及び民間教育保育等</u> <u>事業者による児童対象性暴力等の防</u> <u>止等のための措置に関する法律（令</u> <u>和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項</u> <u>に規定する児童対象性暴力等をい</u> <u>う。以下この条において同じ。）を</u> <u>防止し、及び児童対象性暴力等が行</u> <u>われた場合に利用乳幼児を適切に保</u> <u>護するため、児童等対象業務従事者</u> <u>(利用乳幼児と接する業務に従事す</u> <u>る者のうち、支配性、継続性及び閉</u> <u>鎖性のある環境の下で当該利用乳幼</u> <u>児に接するものをいう。)に係る犯</u> <u>罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規</u> <u>定する犯罪事実確認をいう。）その</u> <u>他の必要な措置を講じなければなら</u> <u>ない。</u>	<u>第 1 3 条 削除</u>